

6四建工一第170号
令和6年10月30日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目6番92
株式会社 ザ・メイン
代表取締役 田中 康之 様

東京都豊島区南大塚二丁目36番
東京都第四建設事務所
小 田 中

証 明 書

令和6年9月27日付で申請のあった、下記土地と環状8号線の事業計画線との境界について、別紙地積測量図朱線のとおりであることを証明します。

記

1. 土地の所在 練馬区貫井四丁目673番14、673番15

登記年月日：平成10年5月8日

令和6年9月27日
 東京法務局豊島出張所
 (東京法務局練馬出張所管轄)
 これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

測点	標識	X	Y
M203		-28769.370	-18339.081
M199		-28781.442	-18338.553
RP40		-28781.407	-18336.299
M231		-28774.557	-18336.259
M230		-28773.868	-18324.930
M229		-28769.642	-18325.134
RP41		-28773.988	-18326.896
RP42		-28772.489	-18324.997

三斜求積表

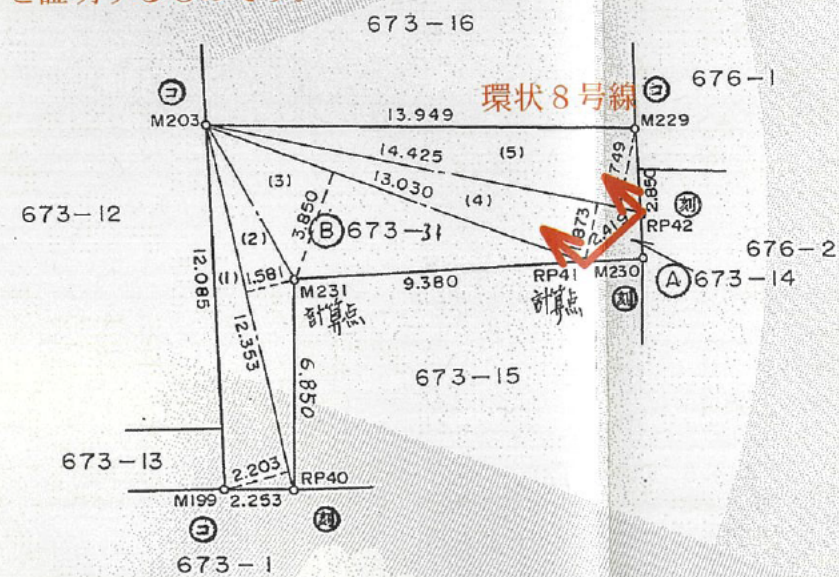
地番 B 673-31			
地番符号	底辺	高さ	積
1	12.353	2.203	27.213659
2	12.353	1.581	19.530093
3	13.030	3.850	50.165500
4	14.425	1.873	27.018025
5	14.425	2.749	39.654325
		合計	163.581602
		面積	81.790801
		地積	81.79m ²

地番 A 673-14		
	公簿	
		83.1074
	総計	81.790801
	残地	1.316599
	地積	1.31m ²

境界	境界標の種類
㊟	コンクリート杭
㊞	金属標
㊟	紙
㊠	刻
㊡	プラスチック杭

地番	673-14, 673-31
土地の所在	練馬区貫井四丁目

地積測量図



本証明は環状8号線と練馬区貫井四丁目673番14との境界(図中の朱線表示)を証明するものです。

登記官

鹿田和輝

作製者 東京都第四建設事務所
 工事第一課測量係
 主事 金井孝
 (平成10年4月22日作製)

申請人 (代位者) 東京都第四建設事務所
 正井敏

縮尺 1/250

464348

平成10年5月8日

登記年月日：平成10年5月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (東京法務局練馬出張所管轄)
 令和6年9月27日 東京法務局豊島出張所

登記官

鹿田和輝



測点	標識	X	Y
M231		-28774.557	-18336.259
RP40		-28781.407	-18336.299
M204		-28781.230	-18324.999
M230		-28773.868	-18324.930
RP41		-28773.988	-18326.896

三斜求積表

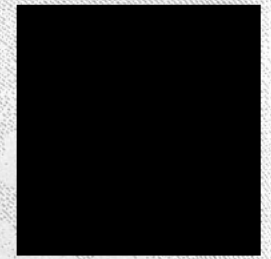
地番	B 673-32		
符号	底辺	高さ	積
1	11.977	5.352	64.100904
		合計	64.100904
		面積	32.050452
		地積	32.05㎡

地番	A 673-15		
	公簿		80.3636
	総計		32.050452
	残地		48.313148
	地積		48.31㎡

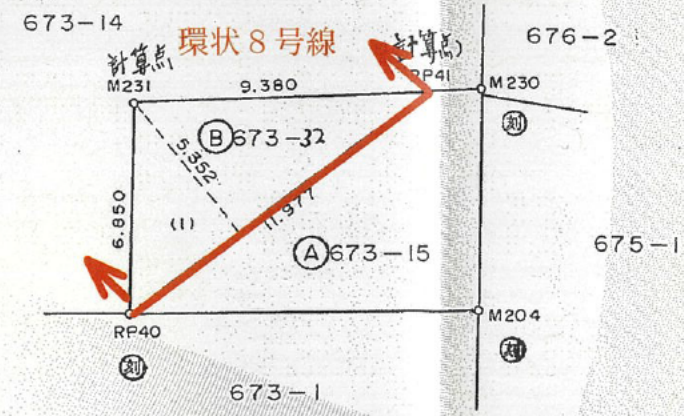
境界	境界標の種類
㊦	コンクリート杭
㊧	金属標
㊨	鉄
㊩	刻
㊪	プラスチック杭

作製者 東京都第四建設事務所
 工事第一課測量係
 主事 金井孝 (平成10年4月22日作製)

前
 地番 673-15, 673-32
 土地の所在 練馬区貫井四丁目



本証明は環状8号線と練馬区貫井四丁目673番15との境界(図中の朱線表示)を証明するものです。



申請人 (代位者) 東京都第四建設事務所
 正井敏
 縮尺 1/250

464349

平成10年5月8日